

令和元年6月21日現在

機関番号：11401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03382

研究課題名(和文) 民事責任法における環境損害の救済レジームの構築

研究課題名(英文) Establishment of a system for civil liability for environmental damage

研究代表者

小野寺 倫子 (Onodera, Michiko)

秋田大学・教育文化学部・准教授

研究者番号：10601320

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：フランスでは、2016年に、生物多様性、自然および景観の回復に関する2016年8月8日の法律により、民法典が改正された。この改正により、環境損害、すなわち生態系の構成要素や機能、そこから人々が享受している便益に対する看過できない損害は、民事責任法上賠償の対象であると民法典上明確に規定されることとなった。本研究では、今後わが国において市民参加型の環境保護法制を発展させていくため、この法改正を中心に、フランスにおいて環境保護分野での民法の役割について検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国では、戦後の高度経済成長期に発生した公害事件において民事訴訟が被害の救済に果たした役割に堪がみ、1970年代から、公害に至る以前の早い段階での環境保全において市民がイニシアティブを発揮するための法制度を確立する必要性が指摘されてきた。本研究は、近時、民法典において生態系の構成要素や機能、生態系から人類が得ている便益などへの侵害が民事責任の対象となることを明文化したフランス法を検討し、環境の法的保護における民事責任を中心とする民法の役割と環境法における市民参加のあり方について、わが国の今後の法政策にとっての一つの参照モデルを提示する意義を有する。

研究成果の概要(英文)：In 2016, the French Civil Code was amended by the Act for the Reconquest of Biodiversity, Nature and Landscapes, Law No.2016-1087, August 8, 2016. The amendment has added new express provisions concerning the civil liability for reparation for ecological damage, or considerable harm to elements or functions of biodiversity, or to benefits of biodiversity for humans, in the Code.

For the development of citizen participation in the Japanese environmental legal system, this research placed these new provisions in the French Civil Code that would play an important role in the French environmental law in the future at the heart of the study.

研究分野：民事法学

キーワード：環境損害 フランス法 民法典改正

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 環境損害概念の生成

人の活動に伴う環境への侵害から環境それ自体(水、土壌、大気、動物相、植物相、生物多様性など)に発生するマイナスの影響は、講学上、(純粋)環境損害(ないし(純粋)生態損害)と呼ばれる。このような人間の活動から環境に発生する損害は、被害の主体(被害者)を個人として特定することが困難である。このような、被害者なき損害としての、人の活動から環境に生じるマイナスの影響は、損害の帰属主体が存在しないため、伝統的には、法的救済の対象とは考えられてこなかった。

しかしながら、こんにち、環境の質の悪化が人類の生存に対する脅威であるということが広く理解され、環境の法的保護の重要性が強く認識されるにいたって、このような(純粋)環境損害についても、諸外国では、アメリカのスーパーファンド法や2004年EU環境責任指令など、法的救済への取り組みが急速に推進されている。

(2) フランス環境法における(純粋)環境損害の救済枠組み

諸外国における環境損害の法的救済への取り組みの中でも、公法・私法の両分野において環境損害の救済が目指されている点で特徴的なのが、フランス法である。環境は、特定の個人に帰属しない利益であることから、一般的には、社会全体の利益=公益として公法の問題として扱われる。フランスにおいても、上述の2004年のEU環境責任指令の国内法化として、環境責任および環境領域における共同体法への適応のための諸規定に関する2008年8月1日の法律第2008-757号により、環境法典L.160-1条以下に、行政警察法の枠組みにおける環境損害の回復制度が制定されている。もっとも、この制度は実際には活用されていないといわれる。

これに対して、私法の領域においては、環境犯罪の刑事裁判において、損害賠償訴権の行使を環境保護団体や自治体等一定の公的機関に認める環境法典上の制度(環境法典L.142-2条、142-4条)を通じて、民事責任(民法典旧1382条(現1240条))に基づく賠償を求める訴訟が行われている。上記の行政警察法上の環境損害の回復制度が機能していないのとは対照的に、この損害賠償訴権は実際に広く活用されている。もっとも、環境法典の規定は、訴権の所在のみを規定し、上記のような訴訟においてどのような損害が争われているかについては、もっぱら民事責任に関する民法典の解釈の問題とされ、講学上、上記(純粋)環境損害という新しい損害類型がそれにあたりと主張されてきた。

民事責任に関する民法典の規定はもともと、加害者の行為によって「他人」に生じた損害について賠償を命じるものであることから、「他人」性を欠く自然環境あるいはその構成要素に発生した損害を、民事責任法上の損害概念に包含することが可能かどうかは明らかではなかった。そのため、後述する近時の法改正以前において、フランスでは、この点をめぐって学説の議論が続けられた(フランスの議論状況を概観するには、たとえば、V. G. Viney, P. Jourdain et S. Carval, *Les régimes spéciaux et l'assurance de responsabilité*, 4^e éd., LGDJ, 2017, n°196.)

(純粋)環境損害の賠償に関して、フランスの法状況を大きく転換させたのは、いわゆるエリカ号事件に関する一連の判決(パリ大審裁判所2008年1月16日判決、パリ控訴院2010年3月30日判決、破毀院2012年9月25日判決)である。この事件は、1999年にブルターニュ沖で発生した石油タンカー、エリカ号の座礁によって発生した重大な海洋汚染に関するものである。この事件では、タンカー運航に関与していた者らに対して、おおくの環境保護団体や自治体などの公的機関が、海洋汚染に由来する種々の損害について賠償を請求した。その中で注目されたのは、2008年のパリ大審院判決が、「環境に対する侵害から生じた損害」が民事責任法上賠償の対象となることを認めたことであった。続く、パリ控訴院は端的に民事責任法上賠償の対象となる損害として「環境損害」概念を承認し、破毀院もパリ控訴院の立場を支持した。

エリカ号事件において司法裁判所が環境損害の賠償に積極的な姿勢をしめしたことは、立法府や政府にも影響を及ぼした。2013年5月16日に元老院は、環境損害の賠償に関する規定の挿入を奥的とする民法典の改正草案を可決し、また当時のトピラ司法大臣は、環境損害の賠償に関する民法典改正の検討を目的としてワーキンググループを設置した(その報告書として、Y. Jegouzo (dir.), «Pour la réparation du préjudice écologique», Rapport du groupe de travail installé par Madame Christiane Taubira, garde de sceaux, ministre de la justice, le 17 septembre 2013)(参照、小野寺倫子「環境の法的保護 フランス民事責任法における立法の試み」吉田克己=片山直也編『財の多様化と民法学』商事法務(2014)502頁)。しかし、その後、当時のフランスの政治情勢を受けて立法へ向けた動きは3年近く停滞し、その間学説の議論も、一部の若手研究者による関連するテーマの公表などを除き、全般的には不活発な一時期を迎えた。

(3) 我が国における研究状況

周知のように、わが国においては、かつての、とりわけ戦後の経済成長期における公害問題

において行政・立法の対処が遅れ、被害の救済において公害被害者が加害企業等に対して損害賠償を請求する民事訴訟が大きな役割を果たしたという経緯があり、既に 1970 年代から、民事訴訟を通じた市民のイニシアティブに基づく環境の法的保護の可能性が学説上探求されてきた。たとえば、特定の法主体に被害が発生する前段階における環境侵害の差止めをめぐる、私法上の環境権（大阪弁護士会環境研究会『環境権』日本評論社（1973））、環境に関する秩序の侵害（原島重義『市民法の理論』創文社（2011（初出 1976））445 頁以下、広中俊雄『新版民法綱要第一巻総論』創文社（2006（初版 1989））吉田克己『現代市民社会と民法学』日本評論社（1999））を根拠とする見解が提唱されている。しかしながら、いずれも現在まで通説を形成するには至っておらず、裁判実務での採用にも至っていない。

このような状況にあるわが国において、上記のようなフランス法における環境損害の賠償に関する学説、判例、立法に向けた動きは、1 つの参照モデルとして注目を集めてきた（小野寺倫子「フランス民事責任法における環境自体に生じた損害（純粋環境損害）の救済手段について」早誌 60 巻 2 号（2010）207 頁、同「環境への侵害から生じる損害に関するフランス司法裁判所の判例について エリカ号事件をきっかけとして」早誌 61 巻 1 号（2010）89 頁、大塚直「環境訴訟における保護法益の主観性と公共性・序説」法時 82 巻 11 号（2010）116 頁、吉村良一『環境法の現代的課題』有斐閣（2011）6 頁以下、小野寺倫子「人に帰属しない利益の侵害と民事責任 純粋環境損害と損害の属人的性格をめぐるフランス法の議論からの示唆（1）～（3・完）」北法 62 巻 6 号（2012）518 頁、同 63 巻 1 号（2012）250 頁、同 63 巻 4 号（2012）238 頁）。本研究は、それらの研究をさらに発展させるものである。

2．研究の目的

本研究は、環境（水、大気、動植物相、生物多様性等の自然環境）に対する侵害から環境それ自体に生じる損害（純粋環境損害ないし生態損害）の民事的手法による救済や未然防止に関する近時のフランスにおける学説および立法動向について検討をおこない、わが国において、市民が積極的にイニシアティブを発揮することが可能な環境保護法制を構築していくための示唆を得ることを目的とする。

なお、本研究の計画時点においては、当時のフランスの政治的状況を背景として、環境損害に関する立法の動きが一時中断しており、研究期間中に立法が実現するかどうか不透明な情勢であった。そこで、従来のフランス訴訟実務において、民事責任法の枠組みにおける環境損害の救済はほぼ金銭賠償によって行われていたこと、日本の不法行為法では名誉毀損に関する 723 条の場合を例外として、金銭賠償の原則がとられていることなどから、既公刊のテーズなど学説の議論を参照して損害賠償の方法、特に損害の評価に焦点を当てることも検討していた。

実際には、本計画実施後まもなくフランスにおいて環境損害の賠償について立法による実定法化が実現し、そこでは環境損害の救済の場面では、損害賠償は、金銭の支払いではなく現実的な被害の回復が優先されるべきことが明文上規定された。また、損害賠償金の支払い以外の点についても、計画策定時に参照した司法省の諮問を受けたワーキンググループの立法提案と実際に制定された民法の新規定とは相違する部分が少なくない。そのため、法改正の前後ではこの問題に関する議論の状況にも変化が生じた。このような状況を踏まえ、また計画段階で検討を予定していたテーズに関するフランスでのその後の議論状況なども勘案し、本研究では、主に研究実施期間中に公刊された、法改正後の文献を中心に検討を行うこととした。2016 年の法改正によって、民法典に環境損害の賠償に関する規定が挿入された以上は、刊行損害の賠償をめぐる今後の議論は、この実定法を基礎として展開されると予想されたからである。

なお、本研究実施期間中には、環境損害の賠償に関する民法典改正とは別に、フランス民事責任法の全般的な改正への動きもみられた。これについては研究実施期間中に立法が実現することはなかったが、その内容には環境損害の賠償に関する 2016 年の民法典改正と関連する部分も多い。したがって、将来のフランス民事責任法の全般的改正に向けた立法動向についてもあわせて検討することとした。

3．研究の方法

（1）文献による調査

本研究において、分析と検討の中心に位置づけたのは、本研究の開始後まもなくフランスにおいて成立した「生物多様性、自然および景観の回復に関する 2016 年 8 月 16 日の法律第 2016-1087 号」（以下生物多様性法という）とそれに基づく民法典改正（生態損害概念の民法典への挿入）である。立法直後の時期においては、改正法自体の内容および改正までの審議過程等について、主に、フランス元老院、同国民議会ウエブサイトなどを用いて情報を収集し、立法の概要の把握に努めた。2016 年（平成 28 年）冬頃から、徐々に雑誌論文等も公刊され始めたため、随時収集し、分析と検討をおこなった。立法直後の時期は、（純粋）環境損害に関する従来の議論の概要と合わせて改正により挿入された新しい民法典の条文を紹介するにとどまる文献が多かったが、2017 年以降徐々に本格的な研究の公刊が始まったため、文献情報の収集

と分析を並行して実施した。フランスでの図書、論文の公刊状況などの研究情報は、主にインターネット、収集済みの文献の参考文献表、研究会等で得た情報などをもとに収集したが、情報の偏り、見落としを避けるため、平成 30 年 2 月フランスで文献調査を行って補完した。

(2) フランスの研究者からの情報の収集

2017 年(平成 29 年)春ごろから、日本国内において、生物多様性法による民法典改正をテーマとして、フランスの研究者らによる講演、ワークショップなどが複数開催された。そこで、それら講演、ワークショップ等への参加を通じて、フランスの民法、環境法の研究者から直接情報を入手することができた。また、2017 年には、フランス環境法の代表的研究者による論文の翻訳作業を通じて生物多様性法の概要と民法への影響について検討を行った(後掲「5. 主な発表論文等」〔図書〕(2))。

4. 研究成果

(1) フランス民事責任法における「環境損害(生態損害)」の確立について

フランスでは、既に上で述べたように、環境侵害から環境それ自体に発生する損害を民事責任法上の損害であると認め、エリカ号事件に関する一連の判決(パリ大審裁判所 2008 年 1 月 16 日判決、パリ控訴院 2010 年、破毀院 2012 年 9 月 25 日判決)を 1 つの契機として、民法典を改正し、民事責任法上環境損害が賠償の対象となることを明文化すべく、立法に向けた動きが見られた。もっとも、1.(2)で説明したように、フランスの政治情勢の影響を受け、2013 年ごろを境に環境損害の賠償の実定法化へのあゆみは一時停滞していた。事態が一転し立法が実現したのは、本研究の実施開始直後の 2016 年夏である。

環境損害の賠償については、結局民法典単独の改正ではなく、1976 年以来ともいわれるフランス環境法の大規模立法である生物多様性法の枠内で実定法化が実現した(同法 4 条)。同法による民法典改正は、当初から予定されていたことではなく、法案の成立直前の最終段階での法案修正によって挿入されたものである。この改正による新たな民法典 1247 条(条文番号は 2016 年 2 月 10 日のオールドナンスによるいわゆる債権法改正の発効(同年 10 月 1 日)後のもの。以下同じ)は、「生態系の諸要素もしくは機能又は環境から人によって引きだされる集団的便益に対する看過できない損害」を環境損害(生態損害)として定義する。そして、同 1246 条によると「環境損害について責任を有するすべての者は、それを賠償する義務を有する」とされる。

この新たな損害類型は、帰属すべき特定の法主体をもたないため、訴権の行使、賠償方法などについて、伝統的な損害(特定の個人に帰属する損害。生命、身体、財産等に対する侵害から発生する諸損害)とは異なる扱いがなされることになる。訴権の行使については、利益の主体=訴権行使者という原則的扱い(フランス民事訴訟法典 31 条参照)ができないため、民法典 1248 条が訴権行使者について規定を置く。ただし、同条が規定する訴権行使者のリストは制限列举ではなく例示列举であり(国、フランス生物多様性局、地方公共団体及び地域的関連性のある地域のグループ、公施設、認可を受けまたは訴訟提起の少なくとも 5 年前に創設された自然保護および環境の擁護を目的とする非営利社団等)外延は明確ではない。賠償方法については、現実的な損害の回復が金銭による賠償に優先すべきものとされたものの(1249 条 1 項)、金銭賠償の余地も残されている(同条 2 項。ただし賠償金の使途は環境の回復に限定され、原告が環境回復措置を実施できない場合には賠償金は国に対して支払われる)。2013 年の司法省諮問ワーキンググループ報告書では、賠償項目の選択に当たってデクレで定める損害項目一覧表を参照すべきことや(ワーキンググループ提案 1389-19 条 2 項)、現実的な賠償の方式の選択について明示していたことなどくらべ(同提案 1386-22 条)、実際の改正法は簡潔な内容となっている。なお、今回の改正では、損害の未然防止、深刻化の回避の費用が賠償の対象となること(民法典 1251 条)、裁判官は侵害行為の未然防止・差止めのための合理的措置を命じることができ(同 1252 条)も規定されたが、これについては、環境侵害の場面を特に念頭に置いた規定というよりも、民事責任法の全般的改正の内容の一部先取りとみられる(V. *Projet de réforme de la responsabilité civile mars 2017*, présenté le 13 mars 2017, par Jean-Jaques Urvoas, garde des sceaux, ministre de la justice suite à la consultation publique menée d' avril à juillet 2016, art.1237 et art.1266)(後掲 5.〔雑誌論文〕(1)〔図書〕(2)〔3])。

今回の法改正によって、環境損害の賠償は民法典の根拠を持つこととなった。しかし、上記のように、今回の民法典改正は環境損害の私法上の救済に関するすべての課題を解決するものではない。環境損害の賠償は、企業の事業実施における 1 つのリスクであり、かねて保険によるリスク分散の観点からも立法による法制度の明確化が要請されていた。そこで特に立法による解決の必要性が指摘されていたのは、環境法典に規定されている行政警察法上の環境損害の回復責任と、民事責任法上の環境損害の関係性、損害賠償金の使途(侵害された環境の回復にもちいられるべきこと)の裁判官によるコントロールなどであった。しかし、今回の立法では、民事責任法上の環境損害の賠償と行政警察法上の環境損害の回復が競合した場合に、損害の評価、回復措置について相互考慮がなされるべきことは規定されたものの(民法典 1249 条 3 項、

環境法典 L.164-2 条) それ以外の点において両責任の関係性は不明確である。これらの残された諸課題については、今後のフランスの学説の展開および裁判実務の実践によって解決が目指されることになるであろう(後掲 5.[図書](3))。

本研究の実施過程においては、さらに明らかになったのは、以下に見るように、フランスにおける私人のイニシアティブによる、民事的枠組みでの環境それ自体の法的保護が、環境侵害に対する不法行為責任(狭義の民事責任)の追及だけではなく、契約責任をも含めた広い意味での民事責任の全体を通じて実現されるべく、その領域を拡大しているということである。

(2) フランスにおけるエコロジー公序概念の生成について

市民のイニシアティブによる民事訴訟の枠組みを通じた環境侵害への対処としては、損害賠償とならんで、差止めが考えられる。1.(3)において述べたように、わが国においては、環境損害については、差止めによる救済を念頭に議論が展開されてきている。たしかに、損害の未然防止の観点からはもちろん、環境それ自体に生じた損害については賠償の帰属主体が存在しない(=環境それ自体は損害賠償金を受け取ることができない)という問題もあることから、環境それ自体に対する侵害の場面において、差止めを認める必要性は高い。そのような学説のなかでも、こんにち有力な見解は、環境に関する「秩序」違反を根拠として環境侵害行為の差止めを認めるべきことを主張している。この環境に関する「秩序」違反を環境侵害の差止めの根拠とする諸見解の通説化を妨げている要因のひとつとして、環境に関する「秩序」の内容が不明確であるとの批判がある。

ところで、近時フランスにおいては、「エコロジー公序」という新たな法概念が、登場し、議論が展開されている。日本における環境秩序と差止めの議論とはことなり、フランスのエコロジー公序論は、直接的には差止めを念頭に置いた議論ではないが、環境に関する「秩序」の内容を具体的に把握するためにはこの議論を参照することが有益ではないか、との仮説の下、検討を行った。

フランスにおいて、エコロジー公序は、民法だけではなく、公法、国際公法など広い領域で検討されている概念であり、また生成途上の外延の不明確な概念でもある。ただし、各見解に共通する要素として、環境分野における多元的な法を相互参照する機能が期待されていること、契約を典型とする交渉-合意プロセスによる環境秩序の形成が重視されている点を挙げるができる。

本研究との関連において、特に注目されるのは、民法の分野におけるエコロジー公序の意義である。代表的論者の見解によると、エコロジー公序という概念の背景には、現代の環境法における法秩序の多元化、無秩序化が存在している。環境分野では、科学技術、経済などと密接に関連する非-法的概念が用いられること、裁判官の解釈に開かれた外延の不明確な法概念が多数用いられること、環境法が伝統的な公法-私法の枠組みを越えて形成されていることなどが、法秩序の多元化、無秩序化の原因である。このような秩序の多元化、無秩序化は、環境法の本質と密接にかかわっており、単純に克服・解消されていく性格のものではない。

内在的性質としての多元化、無秩序化していく環境法を統合し、実効性を持つものとして再構成するための法的装置としての役割が、エコロジー公序概念に期待される。エコロジー公序の役割の1つは、環境法分野で確立された諸原則((環境保全と経済発展との)調和原則、公衆参加原則など)に対して、主観的権利性を認めるという手続的側面において認められる。また、実体的次元においても、エコロジー公序概念は、環境に関する透明性の確保や情報提供、環境侵害への警戒についての一般義務性の承認などの帰結をもたらし得る。

このようなエコロジー公序概念は、従来の規制-制裁型の環境保護法制を否定するものではなく、それを補完する機能を担うものである。エコロジー公序という新たな概念は、本来強制力のない、あるいは弱い環境規範(ソフトローなど)、当該アクターが規制対象となっていない環境規範などに強行性を与えることを可能とする。しかし、規制-制裁型の環境保護法制が本来適用されるべき場面とは異なる場面において、規範に強行性を付与し、関係するアクターについて規範への拘束性を正当化するのは、交渉-合意というプロセスによる法規範の生成である、とされる。

フランスの議論からうかがわれるのは、エコロジーをめぐる法秩序を一義的に把握することの困難さである。生態系の保全など、現代的なエコロジーをめぐる社会的課題は、科学的に不明確・不確実な要素を含んでおり、環境の保全のために、なにをしなければならないのか、また何をしなければならないのかが、常に明確であるとはいえない。このような場面では、基準を定めて一方的に特定の行為を規制し、違反に対してサンクションを与える、という方式のみで環境の法的保護を図ることには限界がある。この意味において、エコロジーをめぐる場面では、裁判所を通じた環境侵害行為へのサンクションである差止めにも一定の限界は存する。このよ

うに、フランスにおけるエコロジー公序をめぐる学説の展開から、わが国の環境秩序侵害を根拠とする差止論への示唆を得るといふ当初の目的には到達できなかったが、その代わりに得られたのは、以下のような新たな視点である。

以上の検討をふまえるならば、今後わが国において市民がイニシアティブを発揮することが可能な環境損害の救済レジーム 市民による環境保護エンフォースメントを可能とする法的枠組み を設計していくには、侵害の未然防止 = 差止め、発生した結果への対処 = 損害賠償という従来環境侵害の私法上の救済の場面で主に念頭に置かれていた方式に加えて、契約を典型とする合意的手法による損害の未然防止という方法も視野に入れる必要があるのではないか、との示唆が得られる（後掲5 .〔図書〕(2)）。さらに近時の立法は、発生してしまった環境損害の回復の場面においても契約的手法を活用する方向性を示している（生物多様性法 72、73 条による環境法典 L.132-3 条）（後掲5 .〔雑誌論文〕(1)）。

この「エコロジー公序」を基軸とした環境分野における合意-交渉による規範形成という視座は、2019 年（平成 31 年）4 月から研究に着手している「環境の法的保護における合意的手法の活用 フランス環境法の『契約化』」（基盤研究（C）19K01389）の着想へとつながった。今後の検討においては、このような観点から、環境損害の回復、環境侵害の未然防止、より良き環境の保全といった多様な次元において、民事的手法の活用可能性が探求されることになる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

(1) 小野寺倫子「環境保護と民事的手法 生物多様性、自然及び景観の回復に関する 2016 年 8 月 8 日の法律」日仏法学 30 号（2019）印刷中

〔図書〕(計 3 件)

(1) 大村敦志、小野寺倫子、櫛橋明香、遠山純弘、齋藤哲志、後藤巻則ほか（全 20 名）、松久三四彦、後藤巻則、金山直樹、水野謙、池田雅則、新藤明子、大島理沙（編）『社会の変容と民法の課題[上巻] 瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集』成文堂（2018）全 618 頁、担当箇所 21-44 頁（小野寺倫子「エコロジーと公序」）

(2) 大島理沙、秋山靖浩、其木提、水野吉章、.....Mathilde Hautereau-Boutonnet、小野寺倫子（20 番目）ほか（全 29 名）、松久三四彦、後藤巻則、金山直樹、水野謙、池田雅則、新藤明子、大島理沙（編）『社会の変容と民法の課題[下巻] 瀬川信久先生・吉田克己先生古稀記念論文集』成文堂（2018）全 765 頁、担当箇所 467-676 頁（マチルド・オートロー=ブトネ、小野寺倫子（訳）「環境保護における民法の有用性」）

(3) 吉田克己、マチルド・オートロー=ブトネ（以上編者）、エヴ・トルイエ=マランゴ、中原太郎、大塚直、マリー・ラムルウ、大澤逸平、サンドリーヌ・マルジャン=デュボワ、ロラン・ネイレ、小野寺倫子、大坂恵里『環境リスクへの法的対応 日仏の視線の交錯』成文堂（2017）全 174 頁、担当箇所 153-174 頁（小野寺倫子「環境リスク、環境損害と保険」）

〔その他〕

本研究の内容を含む「純粹環境損害の私法上の救済に関する日仏法の比較研究」に対して、平成 31 年（2019）2 月 5 日秋田大学において、「女性研究者支援コンソーシアムあきた」より、「平成 30 年度女性研究者支援コンソーシアムあきた賞（若手研究者学術研究部門）」を授与され、また同日関係諸機関の教職員、学生等を対象として上記研究に関する受賞記念講演を行った。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。